

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

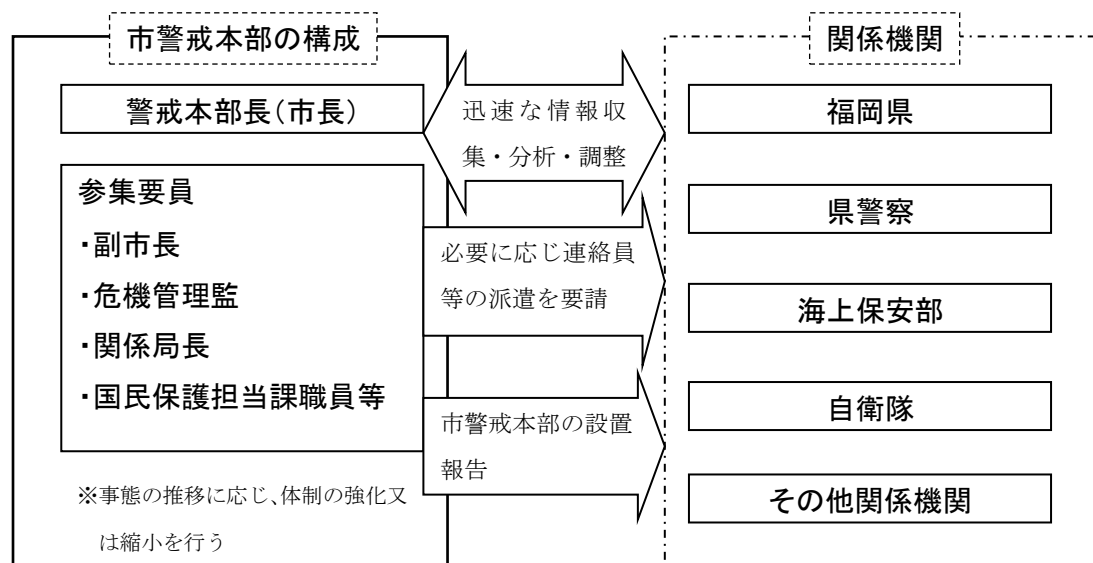
また、他の市町村においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられるため、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における国民保護警戒本部又は緊急対処事態警戒本部の設置及び初動措置

(1) 国民保護警戒本部又は緊急対処事態警戒本部の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、国民保護警戒本部又は緊急対処事態警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置する。

【市警戒本部の構成】



イ 市警戒本部は、市長、副市長、危機管理監、関係局長、国民保護担当課職員等、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

ウ 市警戒本部は、関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市警戒本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

(2) 初動措置の確保

市は、市警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救急・救助の活動状況を踏まえ、必要により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の勧告・指示、警戒区域の設定あるいは、救急・救助等の応急措置を行う。また、市は、国、県等から入手した情報を関係機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの必要な措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

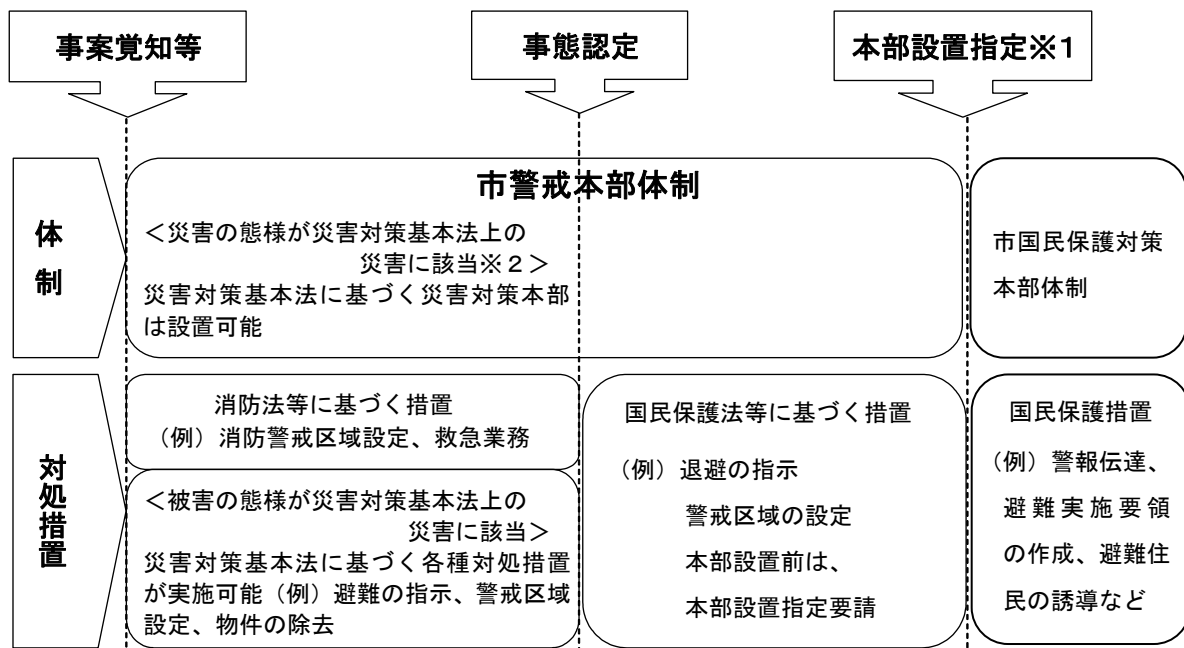
2 対策本部への移行に要する調整

(1) 市警戒本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市警戒本部を市対策本部に移行する。

(2) 事態認定前に、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係各局に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



※1. 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる

※2. 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市警戒本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、全庁的な体制を構築する。

※【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の発生の可能性が高いと判断される場合等には、消防庁緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

ア 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に市警戒本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替える）。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、携帯電話、電子メール等による連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の設置

市対策本部は、原則として市役所本庁舎内に設置し、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。ただし、設置不能な場合やその他必要な場合には、あらかじめ定められた施設に設置する。

市長は、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

オ 市対策本部の設置の通知

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡するとともに、関係機関へ連絡する。

カ 交代要員等の確保

市は、防災体制を活用して、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は「北九州市国民保護対策本部及び北九州市緊急対処事態対策本部条例」に基づき、以下のとおりとする。

【資料編：北九州市国民保護対策本部の組織構成及び事務分担】

(4) 市現地対策本部の設置

市は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※現地調整所の性格について

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動、救急・救助活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行う。

（6）市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市域に係る国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して国対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(1) 広報班の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供等を行うため、広報を一元的に行う広報班を設置する。

(2) 多様な広報手段の確保

広報紙、ホームページ、テレビ・ラジオ放送、記者会見・資料提供による報道機関への情報提供、コールセンター等の問い合わせ窓口の設置等様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

(3) 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等

に応じて、記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線（移動系）等の移動系通信回線若しくは、災害時優先電話、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、定期的に、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣することにより、当該本部と緊密な連携を図り、必要に応じて、国及び県と調整の上、共同で現地対策本部を設置する。また国及び県の現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を収集し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力するため、職員を出席させる。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に

照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて本市を担当区域とする地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、本市を担当区域とする方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市は、所定の事項を市議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 市民防災会等に対する支援

市は、市民防災会等による情報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、市民防災会等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

ア 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

イ 市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるような活動環境の整備を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

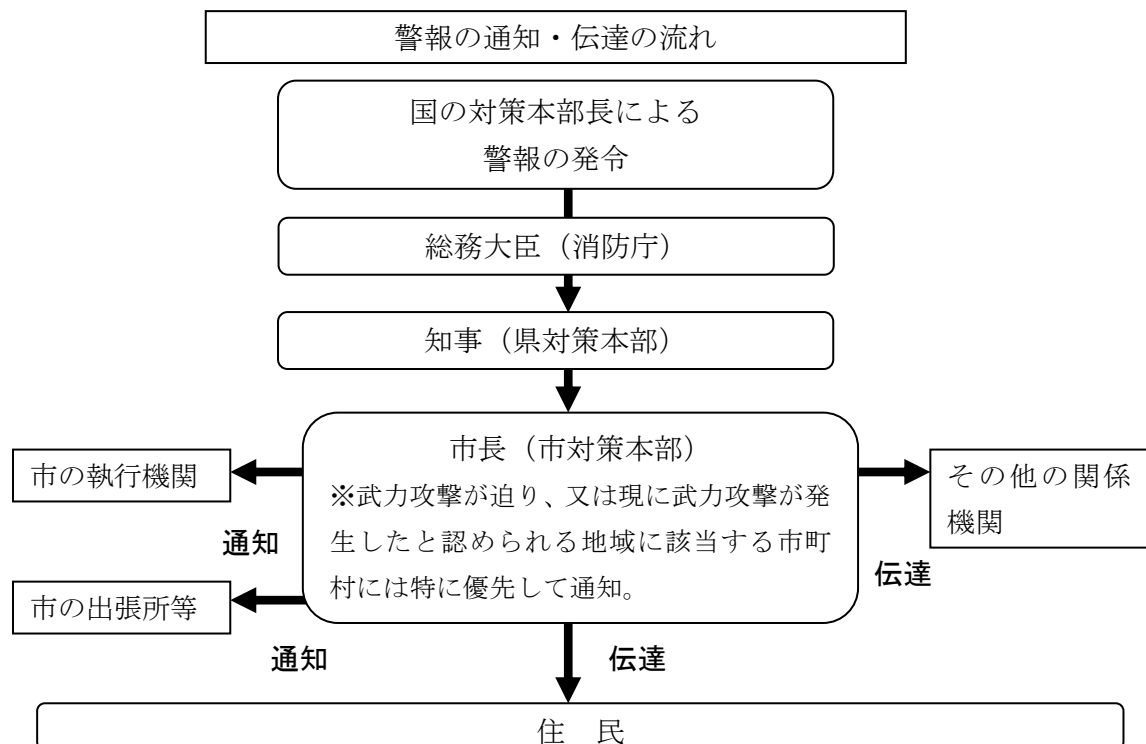
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法により、速やかに住民及び関係団体に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

なお、警報の伝達手段の複数化を図るなど、より確実な伝達について検討する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

あらゆる伝達手段を利用し、国が定めたサイレンを使用して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

※全国瞬時警報システム（J－ALERT）を用いた場合の対応

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J－ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

- (2) 市は、その職員及び消防長を指揮するとともに、市民防災会等の自発的な協力を得て、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。
この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、市は警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と密接な連携を図る。

- (3) 市は、船舶内に在る者に対する警報の伝達について、海上保安部が行う伝達と併せて、漁業協同組合等の関係団体の協力を得て、船舶の船長を通じて乗員に対して迅速に伝達されるよう努める。

- (4) 警報の伝達に当たって特に留意が必要な事項

ア 都市部における警報の伝達

市は、防災における情報の伝達方法等を踏まえ、防災行政無線、広報車等の使用、消防団や市民防災会による伝達、自治会等による連絡網の活用など、あらゆる手段を利用して、警報の伝達が確実に行われるように努める。

イ 離島、郊外地域における警報の伝達

市は、防災行政無線等の使用、消防団などによる伝達、自治会等による連絡網の活用などとともに、状況に応じてファックス、電子メール等を利用するなどして、警報の伝達が確実に行われるように努める。

ウ 大規模集客施設等の利用者に対する警報の伝達

大規模集客施設等の施設管理者に対し、市は県との役割分担に沿って多様な媒体により警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、館内放送を利用するなどにより、速やかに施設内における利用者への伝達に努めるものとする。

エ 高齢者、障害者、児童、外国人等に対する警報の伝達

市は、防災における体制等を活用し高齢者等の要配慮者への対応を優先するとともに、迅速かつ的確に警報の内容を伝達するため、それぞれの状況等に応じてファックス、携帯電話、電子メール等の多様な媒体を活用するとともに、外国人等に対しては多言語での伝達を行うよう努める。

また、高齢者施設や学校等の施設管理者に対し多様な媒体を活用して警報の伝達に努めるとともに、施設管理者においては、速やかに施設内における利用者に対する伝達を行うように努めるものとする。

- (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の通知を受けた場合の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として、警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。
市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

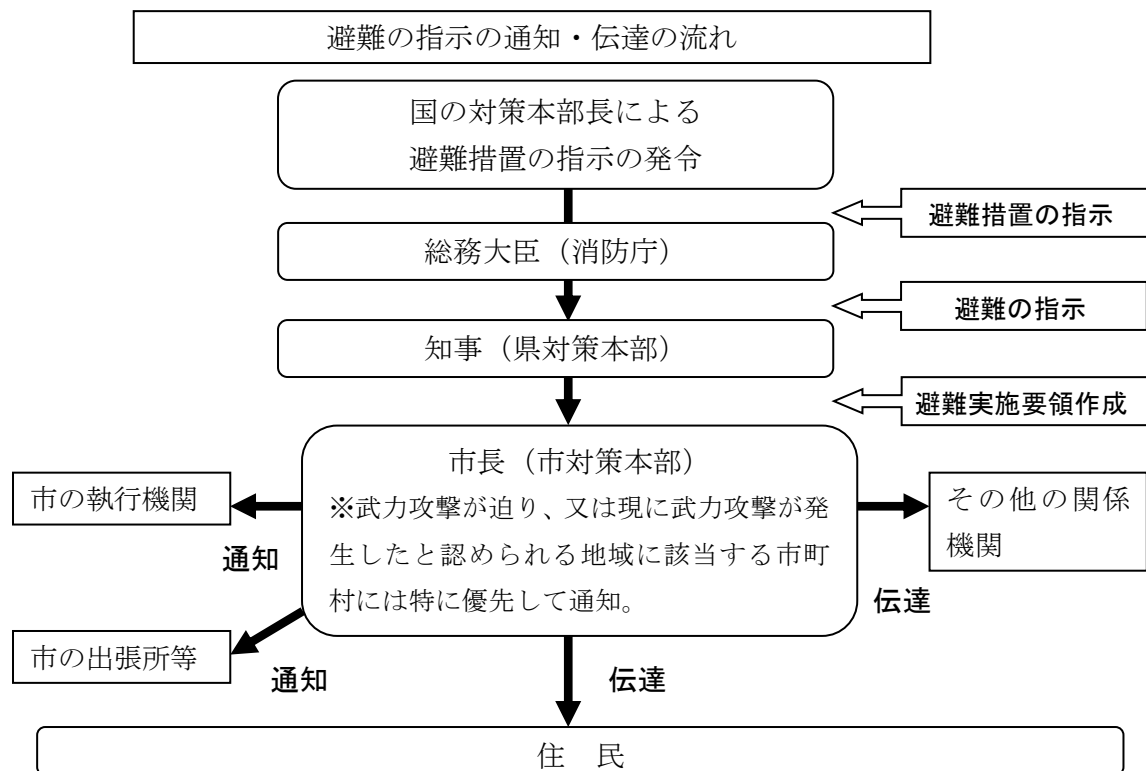
1 避難の指示の通知・伝達

(1) 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じてその内容を、住民に対して迅速に伝達する。

(3) 避難施設の管理者への通知

市長は、知事からの通知に基づき、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。



2 避難の方法の基本的考え方

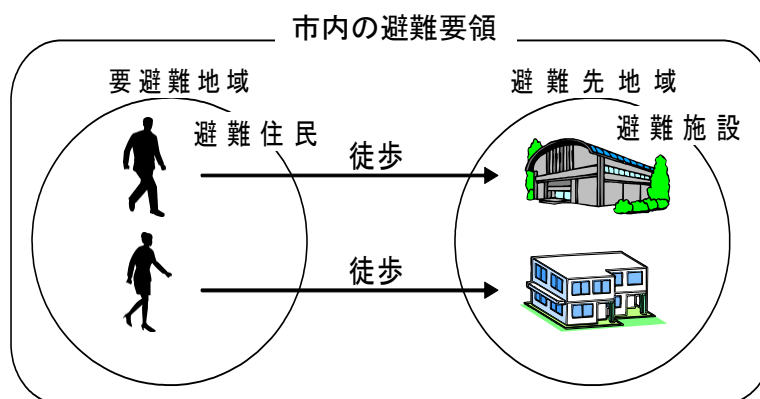
(1) 屋内への避難（退避）

弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃、航空攻撃などにおいては、屋内への一時避難（退避）が考えられる。

これは、近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建築物、地下街等の地下施設等に移動するものであり、その後、事態の推移、被害の状況により他の安全な地域に避難する。

(2) 市内の避難

市内の避難については、避難施設まで原則として徒歩等により移動する。



(3) 市域を越える避難

市域を越える避難については、避難時の渋滞などが引き起こす混乱を回避することが重要であり、基本的に次の方法により避難を行う。

この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において避難者の確認を行う。

ア 要避難地域において、避難者は、あらかじめ指定された集合場所に移動する。

(ア) 同一市内の集合場所まで原則として徒歩等により移動する。

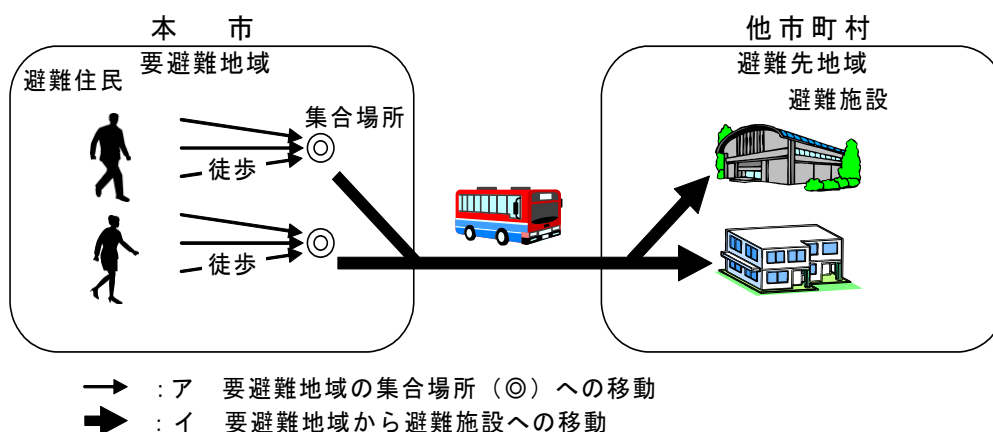
(イ) 鉄道による避難を行う場合、集合場所として駅に近い場所をあらかじめ指定する。

イ 要避難地域の集合場所から避難先地域の避難施設へ移動する。

(ア) 原則として指定公共機関、指定地方公共機関及び市が保有するバス、電車等により移動する。

(イ) バスによる移動で道路が狭隘であるなどにより避難場所まで乗車できない場合、避難施設の近接地で降車し、徒歩等により移動する。

(ウ) 鉄道による避難を行う場合、集合場所からバス等により移動する。



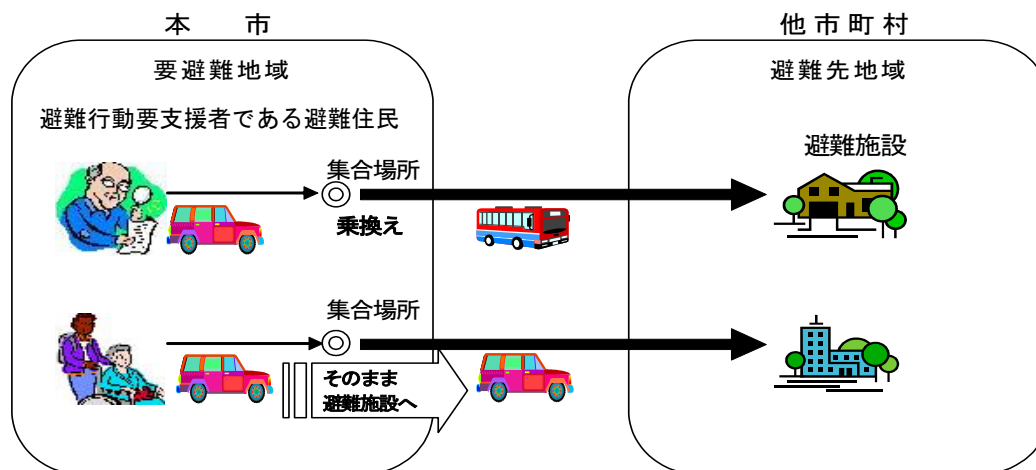
(4) 避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者の避難については、防災における体制を活用し、避難行動要支援者を要避難地域の集合場所に移動させる。

次に、集合場所において市が事前に把握している避難行動要支援者の状況に応じて、以下の方法のいずれかにより、避難先地域の避難施設に移動させる。

- ・ バス等により乗り換えて避難先地域の避難施設に移動させる。
- ・ そのまま自家用車等により避難先地域の避難施設に移動させる。

この場合、要避難地域の集合場所及び避難施設において行う避難行動要支援者の避難の確認に特に留意する。



なお、地理的条件や地域の交通事情等により、原則によらない避難の方法を指示する場合がある。

3 都市部における住民の避難等

(1) 都市部における住民の避難

市は、避難に当たって、大人数が集中することによる混乱を防ぐため、できる限り地域、自治会、学校、施設、事業所単位で集合し、要配慮者に配慮しつつ、地域毎に順次誘導を行う。

(2) 離島等における住民の避難

離島の住民の避難に際しては、公営渡船等市が準備する船舶を利用することとし、市は、輸送力の不足が見込まれるときは、市の消防ヘリコプターや消防艇のほか、運送事業者である指定地方公共機関による運送を求める。

なお、市長は、必要があるときは、知事に対し、速やかに第七管区海上保安本部や県警察に連絡し、避難への協力要請を行う。

また、人工島である北九州空港の連絡橋が、武力攻撃等により通行不可能となった場合においても、離島住民の避難と同様の対策を講じる。

この際、市は速やかに、避難すべき住民の数、確保が見込める輸送量及び避難に要する輸送回数、運送手段の不足の見込み等について知事に報告する。

(3) 郊外地域における住民の避難

郊外地域における住民の避難に際しては、学校、施設あるいは集落単位で集合することとし、市は、徒歩による移動が長時間にわたる場合の自家用車等の利用等集合方法に関して地域の実情に応じて指示する。

(4) 大規模集客施設等の利用者の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設等における住民の避難に際しては、市は、施設管理者等と連携を図り、館内放送を利用して情報を提供するなどにより混乱の防止に努め、施設の特性や事態の推移に応じて、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を行う。

(5) 高齢者、障害者、外国人等の避難

高齢者等の避難に際しては、それぞれの状況に応じた避難手段の確保に努めるとともに、円滑に避難できるよう配慮する。

また、施設入居者等について、それぞれの施設管理者と連携し、できる限りまとまって避難することとし、市は、その状況について家族等に周知を図る。

4 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定する避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を策定するとともに、当該案について、関係機関等の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。市長は、策定した避難実施要領を直ちに知事に報告する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに実施できるよう留意する。避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ その他避難の実施に関し必要な事項

(3) 避難実施要領の主な記載事項

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の施設名及び所在地を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の名称及び所在地を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の近隣住民間等での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 市職員、消防団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の医薬品等の携行品、身軽で動きやすい服装について記載する。

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(4) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者

である指定地方公共機関等による運送))

オ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）

（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

カ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者避難支援班の設置）

キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

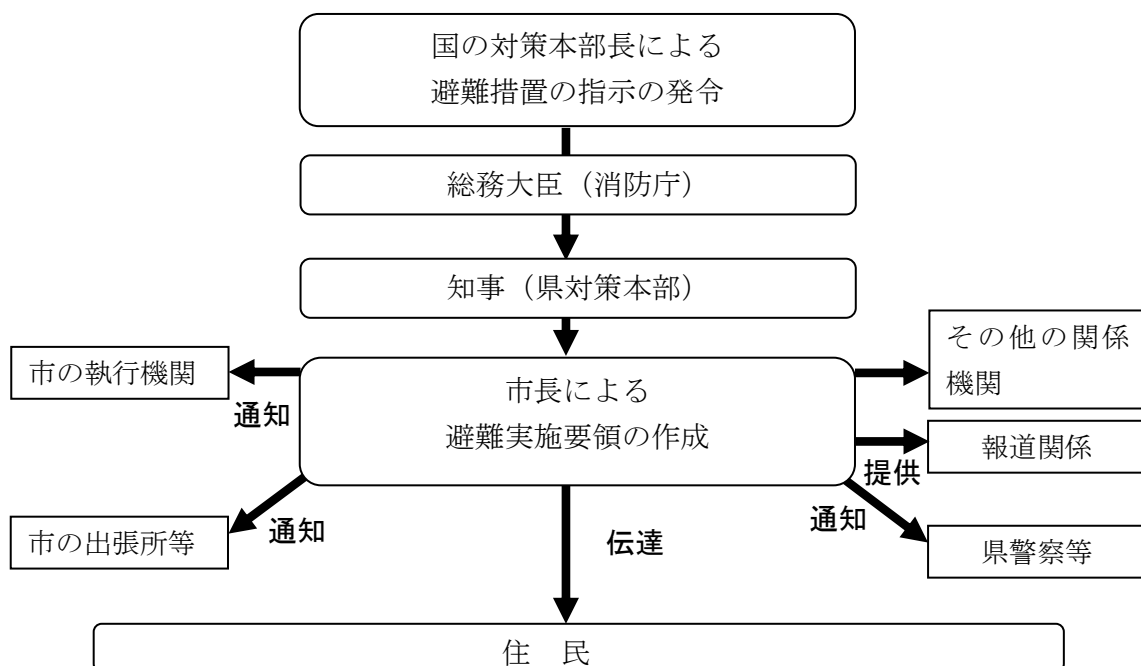
コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

（5）避難実施要領の内容の伝達等

市は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



5 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防長を指揮し、避難住民を誘導する。

ア 避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

イ 避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

ウ 職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底し、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

エ 夜間においては、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

オ 消防機関は、消火活動及び救急・救助活動の状況を勘案しつつ、避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

カ 特に、消防団は、消火活動及び救急・救助活動について、常備消防と連携しつつ、市民防災会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

(2) 避難誘導を行う関係機関との連携

ア 市は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

イ 市は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際、

その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

ウ 市は、誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(3) 市民防災会等に対する協力の要請

市は、避難住民の誘導に当たっては、市民防災会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(4) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(5) 要配慮者への配慮

市は、要配慮者の避難を万全に行うため、防災における体制を活用しつつ関係団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保等を的確に行う。

(6) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(7) 避難所等における安全確保等

市は、県警察等と協力し、被災地及びその周辺における警戒の強化、避難所等の定期的な巡回を行い、住民の安全の確保、犯罪の予防等に努めるとともに、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなどの連携を保ち、また、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(8) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(9) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(10) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(11) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知することができる。

(12) 避難住民の復帰のための措置

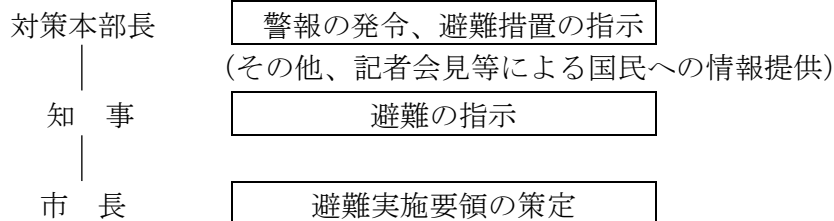
市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内（できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設）に避難することを基本とする。
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市町村は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－AＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

ア 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

イ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特に、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- ② 一方、離島や人工島における避難については、次の対応を基本として検討する。

離島等における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、公営渡船の利用を中心とした全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知 参照）

市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

第5章 救援

市は、避難先地域等において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

- (1) 市は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、救援に関する措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

なお、救援は本来現物給付によるものであることを前提として、市は、必要があると認めるときは、金銭を支給して救援を行うことができる。

- (2) 市は、福岡県及び福岡市と同様の立場で救援を行うことにかんがみ、救援の円滑な実施のため、知事及び福岡市長と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。

なお、医療の提供に伴い必要となる赤十字標章の交付及び実費弁償についても、県と同様の立場で実施する。

2 関係機関との連携・協力

- (1) 国への要請等

市は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して具体的な支援内容を示し救援に係る物資の供給その他の支援を求める。

内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

- (2) 日本赤十字社との連携

市は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

- (3) 緊急物資の運送等

市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の

運送を求める場合は、「避難住民の運送の求め等」（第3編第4章第2の5の（11））に準じて行う。

（4）救援への協力

市は、救援を行うため必要があるときは、当該救援を必要とする避難住民及びその近隣者等に対し、援助の協力について要請する。

この場合においては、救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に配慮しなければならない。

3 救援の内容

（1）救援の基準

市は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

市は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

（2）救援に関する基礎資料

市は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

（3）救援の実施にあたっての留意点

市は、救援の実施に際しては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人などに対して十分配慮するとともに、それぞれ次の点に留意して行う。

ア 収容施設の供与

（ア）避難所の候補の把握

（イ）仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理

（ウ）避難所におけるプライバシーの確保への配慮

（エ）高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者に対する避難所の供与

（オ）老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者外国人その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与

（カ）収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）

（キ）長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の国への支援要請

(ク) 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

(ア) 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認

(イ) 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請

(ウ) 提供対象人数及び世帯数の把握

(エ) 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資運送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産

(ア) 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認

(イ) 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集

(ウ) 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集

(エ) 避難住民等の健康状態の把握

(オ) 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握

(カ) 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応

(キ) 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保

(ク) 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索及び救出

(ア) 県警察、消防機関及び海上保安部が行う被災者の捜索及び救出活動との連携

(イ) 被災情報、安否情報等の収集への協力

オ 埋葬及び火葬

(ア) 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握

(イ) 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制

(ウ) 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保

(エ) 県警察及び海上保安部との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施

(オ) 埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応

カ 電話その他の通信設備の提供

(ア) 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握

(イ) 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整

(ウ) 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定

(エ) 聴覚障害者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- (ア) 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- (イ) 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- (ウ) 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- (エ) 応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与

- (ア) 児童生徒の被災状況の収集
- (イ) 不足する学用品の把握
- (ウ) 学用品の給与体制の確保

ケ 遺体の捜索及び措置

- (ア) 遺体の捜索及び措置の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安部の関係機関との連携
- (イ) 被災情報、安否情報の確認
- (ウ) 遺体の捜索及び措置の時期や場所の決定
- (エ) 遺体の措置方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- (オ) 遺体の一時保管場所の確保

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- (ア) 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- (イ) 障害物の除去の実施時期及び施工者との調整
- (ウ) 障害物の除去に関する相談窓口の設置

(4) 救援に当たって特に留意が必要な事項

ア 都市部における救援

都市部における救援に当たっては、対象となる住民が多数になることから、市内における対応能力では不足することが見込まれるため、速やかに救援すべき住民の数や必要となる食品・飲料水の数量及び医療の提供内容等の把握に努める。

市内のみの対応では物資の供給や医療の提供について不足が見込まれる場合、市は、速やかに国等に対して支援や応援の要請を行う。

イ 高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の救援

- (ア) 収容施設はバリアフリー化に努め、必要に応じて福祉避難所を設けるなどそれぞれの状況に応じた利用を考慮する。

- (イ) 食料や生活必需品の提供に当たっては、それぞれの健康状態等に応じたものが確実に配布されるようにする。
- (ウ) さまざまな情報が正確に伝達されるよう、映像・文字及び音声などによる情報の提供に配慮する。
- (エ) それぞれの健康状態等に応じた医療の提供が出来る体制を整えるとともに、巡回相談等により必要とする救援内容を的確に把握するよう努める。

(5) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

ア 医療の要請等に従事する者の安全確保

市は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

イ NBC攻撃を受けた場合の医療活動等

核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(ア) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合

- a 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施(被ばく線量計による管理等の防護措置を実施)
- b 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療活動の実施

(イ) 生物剤による攻撃の場合

- a 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置)
- b 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

(ウ) 化学剤による攻撃の場合

- a 県警察、消防機関等による、化学剤の特性に応じた早期の患者の除染、速やかな搬送等の実施(防護服の着用等、隊員の安全措置を実施)
- b 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

(6) 救援の際の物資の売渡し要請等

市は、救援を行うため緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ国民保護法に基づき、次の措置を講ずることができる。

なお、市は下記イ、ウ、エに示す措置を行う場合は、公用令書を交付する。

- ア 救援の実施に必要な医薬品等の物資であつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- イ アの売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ウ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- エ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則として土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- オ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- カ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- キ 医療の要請及び指示

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

なお、安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。

ただし、安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で県に送付する。

また、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで

の報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は、個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、

負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社福岡県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員、警察官若しくは海上保安官（以下「消防吏員等」という。）は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員等から通報を受けた場合にお

いて、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 屋内退避の指示

市は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が少ない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図

り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

ア 市は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

市は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。

イ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。

ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

(3) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保

市は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市の事前措置

市は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職・団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救急・救助活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市は、市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。この場合、市長は知事に対してその旨を通報する。

(4) 緊急消防援助隊[※]等の応援要請

市は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき、知事に対し、緊急消防援助隊等による消防活動及び救急・救助活動等の応援を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、活動拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防庁と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市は、消防機関とともに、医療行為が必要な者に対する搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市は、消火活動及び救急・救助活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市は、自らの市が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、常備消防と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に

限定して活動する。

オ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設の特に対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導・助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

特に、北九州港においては、市、港湾関係機関等により構成される保安組織の協力を得て、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市は、必要に応じ、県警察、海上保安部その他の行政機関に対し支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次のアからウの措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

【資料編：危険物質等の種類及び市長が命ずることのできる措置一覧】

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

なお、石油コンビナート等特別防災区域及びその他の工業地域等においても、平素から事業所で構成している防災組織の協力を得て、安全確保のために必要な措置を行う。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講ずるものとし、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。

このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、市域内に所在する放射性物質を取り扱う事業所において、又は放射性物質の運搬時に武力攻撃原子力災害が発生した場合等における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、放射性物質を取り扱う事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

（1）福岡県地域防災計画等に定められた措置等の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた内容に準じた措置を講ずる。

（2）放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 市は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を放射性物質を管理する者（以下「放射性物質管理者」という。）から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、関係機関に連絡する。

イ 市は、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を放射性物質管理者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに放射性物質管理者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

ウ 市は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報

の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 市は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) モニタリングの実施について

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、北九州市地域防災計画等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 住民の避難誘導

ア 市は、知事が住民に対し避難又は一時移転（福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）の一時移転をいう。以下同じ。）の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

イ 市は、放射性物質管理者からの通報内容等を勘案し、事態の状況により避難又は一時移転の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。

(5) 国への措置命令の要請等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、放射性物質管理者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 飲食物の摂取制限等

市長は、飲食物の摂取制限等の措置について、福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(7) 職員の安全の確保

市長又は消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市は、NBC攻撃が行われた場合は、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を県やその他の関係機関と連携して行うものとする。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を

行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、市は、県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

エ 生物剤を用いた攻撃の場合の留意事項

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

（5）市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

（第108条第1項各号）

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	汚染され、又は汚染された疑いがある 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	汚染され、又は汚染された疑いがある 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3 号	汚染され、又は汚染された疑いがある 遺体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止

4号	汚染され、又は汚染された疑いがある 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	汚染され、又は汚染された疑いがある 建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	汚染され、又は汚染された疑いがある 場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

（6）要員の安全の確保

市は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両、消防ヘリコプター等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じ、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品及び飲料水の衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止のため、県と連携し、食品、飲料水等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要

に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、「北九州市災害廃棄物処理計画」（令和元年北九州市環境局循環社会推進部循環社会推進課作成）に基づき、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、適切な措置を講じ、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、県等の関係機関と連携して、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するための措置を実施する。

2 避難住民等の生活安定等

（1）被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（2）公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

（1）水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

（2）公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路及び港湾等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等並びに特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

（1）国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

ア 赤十字標章等

（ア）標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

（イ）信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

（ウ）身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

（エ）識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

【標章】



（白地に赤十字）



（白地に赤新月）



（白地に赤のライオン及び太陽）

第3編 武力攻撃事態等への対処
第11章 特殊標章等の交付及び管理

(自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型)

表面	裏面															
 (この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)  身分証明書 IDENTITY CARD 常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 PERMANENT 臨時の for TEMPORARY civilian medical personnel 氏名 Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号 /No. of card 許可権者の署名 /Signature of issuing authority	<table border="1"><thead><tr><th>身長/Height</th><th>眼の色/Eyes</th><th>頭髪の色/Hair</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information</td></tr><tr><td colspan="3">血液型 Blood type</td></tr><tr><td colspan="3">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td></tr><tr><td colspan="2">印章/Stamp</td><td>所持者の署名 /Signature of holder</td></tr></tbody></table>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information			血液型 Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp		所持者の署名 /Signature of holder
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information																
血液型 Blood type																
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																
印章/Stamp		所持者の署名 /Signature of holder														

(日本産業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

イ 特殊標章等

(ア) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

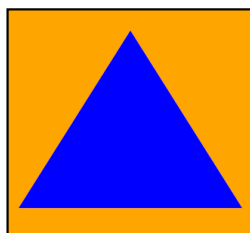
(イ) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり)。

(ウ) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

【標章】



(オレンジ色地に青の正三角形)

第3編 武力攻撃事態等への対処
第11章 特殊標章等の交付及び管理

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

表面

 (この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白) 	
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名 Name 生年月日 Date of birth	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号 /No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry	

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型 Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名 /Signature of holder	

(日本産業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

ア 市長は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

(ア) 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

(イ) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者((ア)及び(イ)に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む)

イ 市長は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

(ア) 医療機関である指定地方公共機関

(イ) 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(3) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガ

イドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

【資料編：北九州市及び北九州市消防局の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱】

ア 市長

- （ア）市の職員（消防長の所管の消防職員を除く）で国民保護措置に係る職務を行う者
- （イ）消防団長及び消防団員
- （ウ）市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （エ）市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

- （ア）消防長の所管の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- （イ）消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （ウ）消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（4）赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。